小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１２２３号

大阪府寝屋川市葛原１丁目23番31号

再生債務者　林　和歌子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年３月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年７月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（再イ）第９５号

千葉県四街道市大日259番地６　コーポ大日101

再生債務者　野崎　慎也

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年１月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年７月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４８０号

大阪府寝屋川市田井町31番６号

再生債務者　谷内やよい

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成23年７月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第３８号

東京都西東京市柳沢３丁目４番３―406号

再生債務者　新谷　有希

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。

平成23年７月19日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再イ）第５８号

岐阜県関市迫間台２丁目11番２号

再生債務者　櫻井　眞澄

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成23年７月19日　岐阜地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第８号

福島県郡山市富久山町久保田字水口57番地の１

再生債務者　佐藤　清美

1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月18日から平成23年８月25日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再口）第８号

千葉県浦安市猫実２丁目13番21―203号　ドールタカナシ

再生債務者　北村　俊憲

1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月19日から平成23年９月２日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再口）第８号

鳥取県西伯郡伯耆町丸山1463番地２

再生債務者　松原　哲也

1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月23日から平成23年９月６日まで

鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（再口）第３号

愛媛県松山市西垣生町162番地１

再生債務者　柴田　　治

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで

松山地方裁判所

平成２３年（再口）第１号

広島県福山市春日町２丁目６番２―506号

再生債務者　松井　正嗣

1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月19日から平成23年９月２日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（再口）第２号

宮崎市大工２丁目147番地１　サーパス大工町405号

再生債務者　淵上　良一

1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月16日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月30日から平成23年９月７日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再口）第４号

宮崎市大字本郷南方5407番地86

再生債務者　永田　耕一

1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月16日まで

4　一般異議申述期間　平成23年８月30日から平成23年９月７日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第２号

秋田県北秋田市脇神字下**葉**岱２番地

再生債務者　佐藤　秋弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月４日まで

平成23年７月14日　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再口）第４３号

大阪府茨木市南春日丘４丁目３番23号

再生債務者　佐藤　靖彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月12日まで

平成23年７月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第１０号

京都市下京区中堂寺櫛笥町18番地２く志げ五条205号

再生債務者　山内　一弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月19日まで

平成23年７月19日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第４３号

京都市右京区梅津構口町43番地18

再生債務者　大森　悦子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月19日

京都地方裁判所第５民事部再生係

吸収合併公告

次の通り合併いたしました。

記

乙の承継発行する甲種種類株式一千三百万株を含む。）を左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲

存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年九月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、甲については平成二十三年八月十一日、乙については平成二十三年八月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十三年七月一日

掲載貸借　二十四頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十五日

掲載貸借　一一六頁（号外第一二六号）

平成二十三年七月二十七日

千葉県船橋市高瀬町一二四番三

（甲）フジフーズ株式会社

代表取締役　大村　剛史郎

東京都千代田区三番町七番地一四

（乙）株式会社ホールディングス

代表取締役　櫻井　歩身